

令和 8 年度政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果に
ついて、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和 8 年 5 月 7 日(木)	【政策経営部】 経営戦略課 【総務部】 総務課、男女社会参画課 【危機管理部】 防災危機管理課、地域防災支援課 【区議会事務局】 区議会事務局
令和 8 年 5 月 8 日(金)	【政策経営部】 政策企画課及び庁舎整備担当課長、創造都市デザイン課、施設経営課及び教育施設担当課長 【総務部】 契約管財課、区政情報課 【監査委員事務局】 監査委員事務局
令和 8 年 5 月 11 日(月)	【政策経営部】 財政課、広聴広報課、I T 推進課 【総務部】 人事課、課税課、納税課 【会計管理室】 会計管理室 【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局

2 合議年月日 令和 8 年 6 月 30 日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和7年度及び令和8年度の財務に関する事務
- (2) 施設の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「庁用自動車管理業務について」(所管部署：契約管財課)を選定し、重点調査を実施する。)
- (3) 施設の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和7年度重点調査について、提出された対応状況報告どおりに行われているか。
(令和7年度重点調査テーマ「広報いたばし」の発行について)(所管部署：広聴広報課))

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項

区提携駐車場利用料の支払遅延について

契約管財課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

(1) 対象事務

区提携駐車場「GSパーク板橋区役所前」利用料の支払い事務

(2) 判断に影響する事実

契約管財課は、当該駐車場を来庁者用駐車場として利用できるよう、運営会社と「駐車場利用に関する覚書」(以下「覚書」という。)を締結している。覚書では、区は請求のあった月の末日までに運営会社の指定する銀行口座に利用料を振り込むと規定されている。

当該駐車場の令和7年7月分利用料について、請求書が同年8月4日付けでメールにより契約管財課に届き、担当者が請求書の印刷出力を行ったが、支出処理を失念した。その結果、同年8月29日付けの支出処理を経て、同年9月5日付けで支出が執行された。

(3) 問題点

今回の支払は覚書の規定に反している。また、令和7年度定期監査においても今回と同様、担当者の失念や休暇取得といった要因により支払遅延を発生させており、監査委員による口頭注意を受けている。

2か年にわたり、同じ業務において、同じ要因による支払遅延を発生させたことは、再発防止策が有効に機能していないことを示しており、

三度覚書に反した支払遅延が発生するおそれがある。

(4) 求められる今後の対応

契約管財課は、これらの状況を踏まえ、ダブルチェック等のマンパワーに頼るだけでなく、Outlookなどのツールを活用し情報共有を図る等、個人の記憶や注意に依存しない再発防止策も併せて講じられたい。

(契約管財課)

8 その他

財政課及び契約管財課において実施した監査のうち、債務負担行為の設定期間を超過した契約を締結していた事項については、関連する全ての監査が終了するまでの間、監査結果を留保する。